

2-5 特定流通業務施設

＜提案基準＞

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 建築物の用途は「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（平成17年法律第85号 以下「物流総合効率化法」という。）第4条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された、同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設で、次のいずれかに該当するもの。
 - ① 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち、同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供する施設
 - ② 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫
- 2 敷地及び主要な出入口が、次のいずれかに該当すること。
 - ① 敷地の主要な出入口が幹線道路沿道の指定区間に直接面していること。ただし、敷地が指定区間に接し、かつ、指定区間に直接面して出入口を設けない理由が道路管理者からの要請である等やむを得ない事情が認められる場合は、この限りでない。
 - ② 敷地の過半が指定インターチェンジ周辺の指定区域内にあり、かつ、敷地の主要な出入口が当該インターチェンジの出入口と幅員9m以上の公道で接続されているもの
- 3 指定幹線沿道の指定区間及び指定インターチェンジ周辺の指定区域とは、「四車線以上の国道、県道等の沿道又は高速自動車国道等のインターチェンジ周辺であって、大規模な流通業務施設の立地が現在及び将来の土地利用上支障にならないとして、知事が指定した区間及び区域」（下表のとおり）とする。

「インターチェンジ周辺区域等」（昭和62年8月20日知事指定） （平成11年5月19日知事指定） （平成20年5月21日知事指定）			
<input type="checkbox"/> 幹線道路沿道	県道仙台松島線 国道286号	利府町新大谷地森郷沿線 名取市高館熊野堂沿線	延長約2、180mの区間 延長約1、800mの区間
<input type="checkbox"/> インターチェンジ周辺	東北縦貫自動車道 仙台松島有料道路	仙台南IC 利府中IC	出入口から半径1kmの区域 ※
	〃	利府塩釜IC	出入口から半径1kmの区域
	〃	松島海岸IC	出入口から半径1kmの区域
	〃	松島大郷IC	出入口から半径1kmの区域
	〃	松島北IC	出入口から半径1kmの区域
	〃	鳴瀬奥松島IC	出入口から半径1kmの区域
	〃	矢本IC	出入口から半径1kmの区域
	〃	石巻港IC	出入口から半径1kmの区域
	仙台東部道路	名取IC	出入口から半径1kmの区域 ※
	〃	仙台空港IC	出入口から半径1kmの区域
	仙台南部道路	山田料金所	出入口から半径1kmの区域 ※
	仙台北部道路	利府しらかし台IC	出入口から半径1kmの区域

注) ※印については仙台市の区域を除く

- 4 立地に関し、次のいずれかの事情が認められること。
 - ① 市街化区域内に工業系の用途地域がないか、あっても同地域内に適地がないこと。
 - ② 当該施設を市街化区域に立地した場合、周辺地域において交通の安全に支障を来し、若しくは交通機能を阻害し、又は居住環境を悪化させること。
- 5 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- 6 申請する土地が農用地区域を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針Ⅲ-7-1-(13)
 平成11年 5月19日 第271回
 平成13年 3月21日 第284回
 平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行)
 平成26年 7月16日 第360回 (平成26年8月13日施行)